

障害でお困りの方へ

障害福祉施策を紹介します Vol.2

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

市は、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな福祉サービスの提供や事業を実施しています。これらのサービスや事業を多くの人に知ってもらい、利用してもらうため、本市の取り組みについてシリーズで紹介します。

今回は、各種手当と各種割引・減免・助成について紹介します。

手当

障害があることによる精神的・経済的な負担の軽減のため、市は、障害のある人や、障害のある人を介護・養育する家族を対象に、次の表のとおり各種手当を支給しています。

手当はそれぞれ申請が必要です。また、①～③の手当では、申請の際に診断書（指定様式）の提出が必要です。

申請を検討している人は、事前に社会福祉課障害者福祉係または各支所地域振興室・市民生活室にご相談ください。

※本人または家族の所得が限度額を超える場合や、診断書の内容によっては支給対象になりません。

区分	対象者	支給額(月額)	支給月
①特別障害者手当	20歳以上で、身体または知的・精神に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時、特別の介護を必要とする人	27,300円	8月 11月
②障害児福祉手当	20歳未満で、身体または知的・精神に重度の障害があるため、日常生活で常時、介護を必要とする人(年金受給者は対象外)	14,850円	2月 5月
③特別児童扶養手当	身体または知的・精神に中・重度の障害がある20歳未満の児童を養育している人(年金受給者は対象外)	1級(重度) 52,400円 2級(中度) 34,900円	4月 8月 11月
④重度心身障害者 在宅介護手当	市内在住で、次のすべてに該当する要介護者の介護者 ▶身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者 ▶65歳未満の人で次のいずれかに該当する人 ▪特別児童扶養手当の受給者 ▪障害児福祉手当の受給者 ▪障害支援区分において、区分5または区分6と認定された18歳以上の人 ▶庄原市在宅高齢者家族介護慰労金支給要綱における「在宅高齢者」でない人	5千円	4月 8月 12月

※施設に入所した場合は受給資格を失います。また、入院した期間によっては受給資格を失うものがあります。詳しくはお問い合わせください。



社会福祉課障害者福祉係
福田 平木

「該当するか分からない」「どのように申請すればいいか分からない」という人はいらっしゃいませんか？

手当にはさまざまな要件があったり、給付に審査が必要な場合があったりするため、難しいと感じるかもしれません。

私たちが内容や申請方法を丁寧にご案内しますので、まずは社会福祉課にご相談ください。手当に限らず、いろいろな支援をご紹介します！

割引・減免・助成

障害のある人の経済的負担の軽減や、日常生活における外出機会を確保するため、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を取得した人に対し、さまざまな割引や助成制度を用意しています。掲載している割引・減免・助成制度はその一部です。内容や申請方法など、お気軽にご相談ください。

割引・減免・助成	対象者・内容
①バス運賃の割引	バスを利用する際の運賃が割引されます。乗車券購入時とバス降車時に手帳を提示してください。※バス会社・路線によって取り扱いが異なる場合があります。ご利用の各バス会社窓口へご相談ください。
②JR旅客運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者は、JRの運賃が割引されます。JR「みどりの窓口」または「みどりの発券機プラス」で手帳を提示してください。※手帳の等級や種別、乗車距離によって割引内容が異なります。
③タクシー料金の福祉割引制度	広島県タクシー協会に加盟しているタクシーを利用する際に、メーター表示額から1割引されます。タクシー利用時に運転手へ手帳を提示してください。※タクシー会社によって取り扱いが異なる場合があります。ご利用の各タクシー会社窓口へご相談ください。
④有料道路障害者割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者が、本人・親族・日常的に介護している人の自動車に乗車し、有料道路を利用する場合に、通行料金が半額になります。※手帳の種別により対象者が異なります。
⑤NHK放送受信料の減免	▶全額免除 障害者手帳所持者世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合 ▶半額免除 契約者が視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者で世帯主の場合 契約者が重度の障害者（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳①、A、精神障害者保健福祉手帳1級）で世帯主の場合
⑥障害者外出支援券	タクシー運賃の支払いに使用できる「福祉タクシー券」、または自動車の燃料を給油する際に使用できる「自動車燃料助成券」を交付します。ただし、年度途中で変更することはできません。（年度途中で手帳交付を受けた方は、交付日に応じて枚数が異なります） ▶福祉タクシー券 1枚300円分 年間（4月～翌年3月）最大72枚 ▶自動車燃料助成券 1枚1,200円分 年間（4月～翌年3月）最大12枚
⑦人工透析通院助成	血液透析治療で通院をしているじん臓機能障害者に、通院に係る費用を助成します。次の2つから選択できますが、年度途中で変更することはできません。 ▶福祉タクシー券 1枚300円分 年間（4月～翌年3月）最大240枚 （年度途中で手帳交付を受けた場合、手帳の交付日に応じて枚数が異なります） ▶公共交通機関運賃助成 自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの運賃の半額
⑧福祉事業所通所助成金	障害者福祉事業所へ通所する際の交通費を助成します。 ▶バスまたはJRを利用 ①②での割引後の運賃を助成 ▶自家用車またはバイクを利用 1キロあたり10円を助成

※④～⑧を利用する場合は申請が必要です。社会福祉課障害者福祉係（☎0824-73-1210）または各支所地域振興室・市民生活室へお問い合わせください。